

第34回 佐用町議会(定例)会議録 (第5日)

平成22年3月25日(木曜日)

| | | | | |
|---------------|-----|---------|-----|-----------|
| 出席議員 (21名) | 1番 | 石 堂 基 | 2番 | 新 田 俊 一 |
| | 3番 | 片 山 武 憲 | 4番 | 岡 本 義 次 |
| | 5番 | 笹 田 鈴 香 | 6番 | 金 谷 英 志 |
| | 7番 | 松 尾 文 雄 | 8番 | 井 上 洋 文 |
| | 9番 | 敏 森 正 勝 | 10番 | 高 木 照 雄 |
| | 11番 | 山 本 幹 雄 | 12番 | 大 下 吉 三 郎 |
| | 13番 | 岡 本 安 夫 | 14番 | 矢 内 作 夫 |
| | 15番 | 石 黒 永 剛 | | |
| | 17番 | 西 岡 正 | 18番 | 平 岡 き ぬ 糸 |
| | 19番 | 森 本 和 生 | 20番 | 吉 井 秀 美 |
| | 21番 | 鍋 島 裕 文 | 22番 | 山 田 弘 治 |
| 欠席議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 遅刻議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早退議員 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------------------------|-------------|---------|-------------|-----------|
| 事務局出席 職員職氏名 | 議会事務局長 | 大久保 八 郎 | 書 記 | 尾 崎 基 彦 |
| | | | | |
| 説明のため出席 した者の職氏名 (26名) | 町 長 | 庵 途 典 章 | 副 町 長 | 高 見 俊 男 |
| | 復興担当理事 | 山 田 聖 一 | 教 育 長 | 勝 山 剛 |
| | | | 消 防 長 | 加 藤 隆 久 |
| | 会 計 課 長 | 上 谷 正 俊 | 総務課長兼財政課長 | 坪 内 頼 男 |
| | まちづくり課長 | 前 澤 敏 美 | 災害復興対策室長 | 長 尾 富 夫 |
| | 税 務 課 長 | 保 井 正 文 | 住 民 課 長 | 木 村 佳 都 男 |
| | 福 祉 課 長 | 内 山 導 男 | 健 康 課 長 | 新 庄 孝 |
| | 農林振興課長 | 小 林 裕 和 | 商工観光課長 | 廣 瀬 秋 好 |
| | 地籍調査課長 | 茅 原 武 | 建 設 課 長 | 野 村 正 明 |
| | 水 道 課 長 | 野 村 久 雄 | 下 水 道 課 長 | 寺 本 康 二 |
| | 生涯学習課長 | 福 本 美 昭 | クリーンセンター所長 | 谷 口 行 雄 |
| | 教育委員会総務課長 | 福 井 泉 | | |
| | 上月支所長 | 達 見 一 夫 | 南 光 支 所 長 | 春 名 満 |
| | 三日月支所長 | 田 村 章 憲 | 天文台公園参事 | 安 本 泰 二 |
| | | | | |
| 欠 席 者 (2名) | 天文台公園長 | 黒 田 武 彦 | 教育委員会教育推進課長 | 岡 本 正 |
| | | | | |
| 遅 刻 者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 早 退 者 (名) | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り | | | |

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 11 号 佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 2 . 議案第 13 号 佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 3 . 議案第 15 号 佐用町移動通信用施設条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 4 . 議案第 21 号 佐用町義務教育等の振興に係る基本方針策定委員会条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 5 . 議案第 54 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 6 . 議案第 14 号 佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 7 . 議案第 16 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 8 . 議案第 19 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 9 . 議案第 20 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 10 . 議案第 5 号 町道路線の変更について（委員長報告）
- 日程第 11 . 議案第 6 号 町道路線の認定について（委員長報告）
- 日程第 12 . 議案第 17 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 13 . 議案第 18 号 佐用町営定住促進住宅条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 14 . 議案第 38 号 平成 22 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 15 . 議案第 39 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 16 . 議案第 40 号 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 17 . 議案第 41 号 平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 18 . 議案第 42 号 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 19 . 議案第 43 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 20 . 議案第 44 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 21 . 議案第 45 号 平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 22 . 議案第 46 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 23 . 議案第 47 号 平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 24 . 議案第 48 号 平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 25 . 議案第 49 号 平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 26 . 議案第 50 号 平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 27 . 議案第 51 号 平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）

- 員長報告)
- 日程第 28 . 議案第 52 号 平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 29 . 議案第 53 号 平成 22 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 30 . 議案第 55 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31 . 議案第 56 号 委託契約の変更について(佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工)
- 日程第 32 . 議案第 57 号 佐用町組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 33 . 発議第 6 号 佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 34 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長(山田弘治君) おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

過日の本会議以来、それぞれ特別委員会等にご出席いただき、各慎重審議を賜り、誠に苦労様ございました。本日も、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

なお、黒田天文台公園長及び岡本教育推進課長から公務のため欠席届が出ており、天文台公園長の代理に安本参事を認めておりますので、ご報告をいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

- 日程第 1 . 議案第 11 号 佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例の制定について(委員長報告)
- 日程第 2 . 議案第 13 号 佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の制定について(委員長報告)
- 日程第 3 . 議案第 15 号 佐用町移動通信用施設条例の制定について(委員長報告)
- 日程第 4 . 議案第 21 号 佐用町義務教育等の振興に係る基本方針策定委員会条例の制定について(委員長報告)
- 日程第 5 . 議案第 54 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(委員長報告)

議長(山田弘治君) まず日程第 1 ないし日程第 5 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山田弘治君) ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。
議案第 11 号、佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例の制定について。
議案第 13 号、佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の制定について。
議案第 15 号、佐用町移動通信用施設条例の制定について。

議案第 21 号、佐用町義務教育等の振興に係る基本方針策定委員会条例の制定について。
議案第 54 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 11 号、議案第 13 号、議案第 15 号、議案第 21 号、議案第 54 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、石黒永剛君。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

総務常任委員長（石黒永剛君） おはようございます。

先の本会議におきまして、総務委員会に付託されました議案第 11 号から議案第 13 号、議案第 15 号、議案第 21 号、続いて議案第 54 号を一括ご報告いたします。

日時は、平成 22 年 3 月 8 日、午前 9 時 30 分から 11 時 45 分。

場所は、議員控室について行いました。

当日の出席委員は、石黒、岡本安夫、岡本義次、笹田、矢内、吉井の各委員であります。出席を求めた、当局から、庵途町長、高見副町長、勝山教育長、山田復興担当理事、それから坪内総務課長、前澤まちづくり課長、災害復興対策室長、福井教育委員会総務課長、尾崎総務課主幹、井土まちづくり課係長であります。事務局より、大久保局長並びに尾崎局長補佐であります。

それでは、順次、付託されました案件についてご報告申し上げます。

付託されました案件については、議案第 11 号、佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例の制定について。

議案第 13 号、佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の制定について。

議案第 15 号、佐用町移動通信用施設条例の制定について。

議案第 21 号 佐用町義務教育等の振興に係る基本方針策定委員会条例の制定について。

議案第 54 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

それでは、議案第 11 号、佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例の制定について、提案説明は、復興室長よりいただきました。台風第 9 号災害において、18 名の尊い人命と、未だ 2 名の方の行方が分からない状況であると。犠牲者には、幼稚園、小中高校の児童・生徒、そして保護者がある。この条例の制定の目的は、この災害によって、不幸にも災害遺児となった児童・生徒を対象にし、就学援助制度として考えている。義援金を原資とし、新年度 242 万円を計上している。

遺児修学支援金年次別支給見込額は、別表を委員長報告に付けております。

質疑にあたりまして、第 6 条の繰替運用の期間、利率、年次的に、就学援助費用はいくらか。対象児が、高校進学を希望しない場合は、生活支援となるのか。

答弁といたしまして、第 6 条の繰替運用は、目的外に、一時利用すると理解して欲しい。条例には挙げているものの、現実的には、繰替はないものと考えている。年次就学援助費用は、別表参照されたい。高校進学しない場合は該当しないが、専門学校、専修学校、各種学校への進学は該当する形で考えている。

結果、討論もなく、全員賛成をもって、原案可決となりました。

議案第 13 号、佐用町災害復興計画フォローアップ委員会条例の制定について。災害復興室から提案説明を受けました。災害復興計画策定のため、検討委員会を進めている。復興計画案は、3 月末を目途としている。災害復興計画は、長期にわたるものがある。計画案に沿って実施、実行していく上に、越えなければならない課題の発生も十分に考えられる。こういった課題等を、分析、見解、助言等を求めることのできる性格を有する委員会

としたい。フォローアップ委員会の設置を考えている。委員定数は10名以内としたい。

質疑といたしまして、現在の検討委員会の委員の中から、フォローアップ委員の選出は考えているのか。行政関係者以外に委員として被災者を選出せよ。委員委嘱は、条例の中の1から6までである。腹案はあるのか。公募は考えていないのか。復興は、長期にわたると考えるが、任期は2年か。

答弁といたしまして、フォローアップ委員会は、検証は行わない。この委員会は、復興状況を見守り、その中での課題や問題点を提起し、意見を求めたい。今、設置の検討委員会には、行政関係者は、あまり入っていない。委員については、はっきりとしたプランは、持っていない。まだ、これから検討する。公募は考えない。委員委嘱については、議員の意見も参考にしたい。計画策定の計画期間は、平成28年終了としている。委員委嘱変更、選出母体の役職の交代もある。そういったところを考慮し、委嘱任期は、2年としている。

討論といたしまして、賛成討論がありました。賛成であると。しかし、委員選出については、十分に配慮されたい。

採決、反対討論もなく全員賛成をもって原案可決となりました。

続いて、議案第15号、佐用町移動通信施設条例の制定について、まちづくり課長の提案説明を受け、町民生活に密着した情報通信基盤を整備して、携帯電話の不感地域の解消をはかるため、このほど、西新宿、奥海に携帯電話の基地局を設置した。これらの施設の位置、名称、管理等について、これを定める条例であると。運用については、第一種電気通信事業者に、その使用を許可することができるとし、この規則を定めたものであると。

質疑、許可によって使用を認めるとしているが、使用料は徴収するのか。光ケーブルの接続はどうか。西新宿、奥海地区での買収単価は。設置費用について、この施設の耐用年数及び貸付料は。

答弁といたしまして、光ケーブル使用料は、徴収すると。光ケーブルの接続は、各地区とも2芯貸付を考えている。買収単価は、西新宿で平米当たり3,000円で39平米。奥海で平米2,000円の244平米である。設置費用については、国、県の電波遮へい対策事業補助金及び臨時活性化交付金を充てる。耐用年数は、基本的に15年であると。貸付によって歳入となるのは、メーター当たり単価11円とし、西新宿17万6,000円。奥海16万2,000円を見込んでいる。

討論、採決。討論もなく全員賛成にて、原案可決となりました。

議案第21号、佐用町義務教育等の振興に係る基本方針策定委員会条例の制定について。ここで述べる基本方針は、本町の教育振興と教育環境を中長期的見地から、計画的に構築推進していく上での基軸となるものである。今、学校教育基本法の理念に基づく恒久的な方針の策定が肝要であると考えている。本来、4町合併時において、持つべき本町独自の教育基本計画がなく今日に至っていると。この度の議案21号は、町の将来を担う子ども達の教育環境を整え、健やかに育ち、夢や希望を持って成長することを究極の趣旨とし、優れた見識のある学識経験者、教育関係、地域住民の方々に委員を委嘱したいと考えている。条例において、その趣旨や事務、組織等を定め、平成22年度から施行したい。

質疑といたしまして、委員20名の構成は。また、他町の状況はどうか。部会の構成は。この条例に沿った基本方針を策定する必要があるのか。町内統合ということは入っていないとしても、今後考えられるのか。要望となるが、統廃合というようなことになっても、町民合意を。教育現場の声は、教師、先生の声と捉えても良いか。委員構成については、十分な配慮を願いたい。

答弁といたしまして、基本計画において、こうしなければならぬというものはない。それぞれの町が、独自の個性ある教育、その地域における歴史等をしっかりと位置付けた基本計画を立てているところが多い。委員20名については、学識者、学校現場の声、

地域の声を代表する地域住民の方、選出区分においては、具体案はないが、委員数については 20 名としたい。部会が必要に応じ、設置をしたいと考えている。テーマ、作業によって、部会設置の必要性が生じてくるものと思われる。委員会構成については、バランス良く決定したい。

討論もなく全員賛成をもって原案可決となりました。

続いて、議案第 54 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課坪内課長並びに、尾崎主幹の補足説明を受けました。

地方公共団体において、多様化、高度化する行政ニーズに対応するために、任期を定めない職員、正規任用職員、臨時的任用職員、常勤臨時職員、臨時非常勤職員、パート職員であります。で任用又は勤務体系を定め、これをもって業務対応をしていると。今回の条例改正の目的は、職員定数の適正化を図りつつ、非常勤、臨時的任用職員の生活雇用の安定も配慮しつつ、明確化しなければならない。職員給与の原資は、住民の税金であるという基本的解釈のもと、給与の種類と基準は、これを条例で定めなければならない。このことから、全ての職員の給与等に関する条項を、給与条例に規定し、この一部改正を、今回、議会に上程するものである。この内容について、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第 8 条に規定する特定任期付職員に対する 1 号給、2 号給の月額を基準として、職種、1 週間当たりの勤務時間、同職種における経験年数を考慮して、1 級を技能労務職、2 級を事務職等、その他の職業として給与表に規定し、それぞれの級、経験年数に応じ、4 段階の号給を設けるものである。この給与条例等の改正は、関連諸法を遵守したものであり、職員組合との交渉を進めながら、理解が得られるであるならば、不安定な日給月給ではなく、月給給料等に移行していきたい。

質疑であります。旧町の賃金を、そのまま引き継いでいるということは、あり得るのか。組合に入っていない人も多いが、組合との協議は進んでいるのか。今の勤務、労働体系のあり方は、問題となっている。正規雇用、正規職員を目指すことはできないか。今回の改正は、総務省自治行政局公務部通知によつてのたたき台があったのか。添付している表は。技能職、一般職、臨時職は何人か。近隣市町の状況はどうか。地方公務員法、地公法 22 条の変更は。

答弁であります。旧町の賃金についての問いは、臨時的な任用職員だけに限らず、一般職員についてもある。臨時職員で作られている、ひまわり労組があると。今までの勤務体系の変更、ボーナス、賞与といった問題等で合意が得られていないと。正職員化できれば良いことは分かっているが、人件費だけで町の財政は苦しくなる。現実としてできない。また、正職員の定数削減もしていかなければならない。旧町の時、臨時職員にあって月給制になっていたり、処遇として不公平感がある。合併から 4 年経ち一般職の人件費を抑制しつつ、臨時職員の待遇改善を考える時、これらを条例で定め、平等に安心して働ける職場改善の改正案を提出しているつもりである。総務省通知とは、全体的に捉えたもので、最終的には、各自治体個々の判断である。臨時任用、パート職を併せて、臨時職約 100 名、一般行政、保育士約 100 名、200 名となる。近隣市町は、しっかりと法令遵守、コンプライ意識を持って、条例制定されているが、町によって未だのところもある。地公法 22 条の件であるが、法は、今までどおり変更はない。

討論です。反対討論として、臨時職のこの問題は、従来から取り上げている。臨時的な仕事でないところに臨時職を配置することは問題である。これを解消して、正常な雇用を目指していかななくてはならない。公的機関は、そういったところをリードし、働く人の安定的な雇用の場を作らなければならない。この度の通知は、臨時非常勤職員制度と現状の実態とが、かけ離れていることについての改善通知と捉えている。この条例改正は、違法が合法化される。よって反対する。

賛成討論であります。違法な状況から、法令遵守に基づく条例の改正だと。適正な状況にある。賛成する。

採決の結果、賛成多数によって、原案可決となりました。

以上、当総務委員会に付託されました案件について、ご報告申し上げます。

議長（山田弘治君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 11 号から順次、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず、議案第 11 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第 11 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 11 号、佐用町災害遺児等修学・生活支援基金条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 13 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対の討論の方は、ありますか。次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 13 号、佐用町災害復興計画

フォローアップ委員会条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第 15 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
これより議案第 15 号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 15 号、佐用町移動通信用施設条例の制定については、原案のとおり可決をされました。
続いて議案第 21 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより議案第 21 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 21 号、佐用町義務教育等の振興に係る基本方針策定委員会条例の制定については、原案のとおり可決をされました。
続いて議案第 54 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 議案第 54 号の委員長報告並びに、議案の関係で質問させていただ

きます。

この議案については、当初の提案説明あるいは、ただ今の委員会報告の内容でもそうですが、臨時あるいは非常勤職員及び任期付短時間職員の労働条件の安定化ということで、提案をされているんですが、改正条例の中を見ると、陰に隠れているとは申しませんけれども、従来、条例にない、いわゆるその、正職員の内の技能労務職員、いわゆる現業職といわれる職員の方ですね、この方の給料表を条例に記載をするという内容になっています。従来、この現業職の給料表については、規則委任ということで計上されていました。これは、なぜ、規則の方に挙がっているかということは、十分ご承知だろうと思いますけども、あえて申し上げますと、その地方公務員法とは別に、当然、地方公務員法の中にもあるわけですけども、いわゆる現業職の給料表については、あくまで現業職というのは、民間にも、同業種、同雇用形態があると。その労働条件下で、民間と相違がないように、あくまで労使交渉を前提にして給料を決めなさいということになっています。このことについては、地方公務員法に規程があって、特例事項としてですね、あえて条例に記載をしないように、というのは、なぜかと言うと、その労使交渉を前提に、給料表が決められるようにということを目的として、地方公営企業法、それから地方公営企業労働関係法、これらを準用してやりなさいということになっていたと思うんです。で、それをあえて、なぜ今回、この条例の中に、給料表を織り込んだのか、その点について、ちょっと説明をお伺いしたいと思います。

議長（山田弘治君） 暫く休憩をいたします。

午前09時57分 休憩

午前09時58分 再開

議長（山田弘治君） そしたら、会議を再開いたします。

先ほど、石堂議員の方から、質疑の件については、取消をいただいて、再度、質問の方、お願いしたいと思います。石堂 基君。

1番（石堂 基君） 再開、なりました。

議長（山田弘治君） はい、再開してます。

1番（石堂 基君） 失礼しました。休憩前の、私の質問については、全文取消をさせていただきます。

委員長の報告によりますと、今回の議案第54号については、関係諸法を遵守した形で、当局の方から提案があったということで、委員会の方で了承を得ているようでありますけども、この54号の条例改正の内容において、いわゆる正規職員の技能労務職員、現業職員の給料表が、今回、条例の中に織り込まれようとしています。この点については、地方公務員法並びに、地方公務員法54条の特例条項で、技能労務職員の法適用は、地公法ではなく、地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法を準用するというふうになっております。この2法令を、準用規定から言いますと、給料表を条例に織り込むことは好ましくないというふうにされており、こういうふうな法整備がされております。この点から言って、先ほど、委員長の説明がありました、関係諸法を遵守するという立場では、少し問題があるのではないかと思い、質問をさせていただきます。

議長（山田弘治君） はい、石黒総務委員長。

総務常任委員長（石黒永剛君） この 54 号につきましては、非常にまあ、神経を使い議事録を幾度となしに読み返しましたが、そういった件については、ありませんでした。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 法的な問題点もさることながら、本来、この体系については、当然のことながら、町条例本来が、県の準則ですね、県の町村会が定めております条例準則があります。で、この中においても、現業職の給料表については、条例に織り込まない、規則に委任するという準則になっています。これを、県下の全市町村が、ほぼ守っている。一部には、市において、条例の中に給料表を織り込んでいる市もありますけども、大半の市町村が、規則委任をしております。

それから、県の市町振興課に問い合わせても、先ほど申し上げましたように、上位法ですね、地方公営企業法、それから、地方公営企業会計労働関係法、これの趣旨からすると、給料表を、いわゆる現業職、技能労務職員の給料表は、労使合意を前提にして、また、その現業職員の労働基本権を守る立場から給料表に織り込まないことが好ましい。そういうふうな形で、各市町を指導しておるといふような内容で聞いておりますので、どうしても、この関係諸法を遵守したという委員長の報告内容では、少し問題があるのではないかとはいえますが、いかがでしょうか。

議長（山田弘治君） ちょっと、暫く休憩いたします。

午前 10 時 01 分 休憩

午前 10 時 02 分 再開

議長（山田弘治君） 再開いたします。はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 委員長の報告で、職員組合との合意が得られるのならという、当局が、その委員会の中で、報告して、審議が行われたということなんですが、その当日の委員会では、そういうことで、それから以降、時間が経過しているんですけども、この件に関しては、どういう状況なのか、お願いできたらと思うんです。それも難しいですか。経過がありますけれど。

議長（山田弘治君） 石黒総務委員長。

総務常任委員長（石黒永剛君） 答弁いたします。その後の経過という話なんですけれども、その後については、ちょっと関知してませんので。

議長（山田弘治君） はい、他に。ないようですから、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対の討論は、ありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 委員長報告に対して、質問を行ったんですが、十分な回答が得られなかった点もあるんですけども、先ほど、質問の中でも申し上げましたように、本来のコンプライアンスの点から言っても、今回の条例改正というのは、なぜ、このような形で担当者が、現業職の給料表を条例に織り込んだのかという点が、非常に不明確であります。逆に言えば、臨職、非常勤職員、短期任用職員なんかの関係の条例改正に合わせて、条例の中に給料表を織り込んでしまったという、何か過ちすら感じるような点があります。

それについては、先ほど、申し上げましたように、あくまで地方公務員法で定めるところの現業職員の給料表というのは、原則も、大半も、これは規則委任です。それは、先ほど申し上げましたように、一般職と違い、現業職の場合は、ほぼ民間と同様の職種があり、それらに従事する方については、地方公務員法によらず、職員団体と当局との全面合意が、条件ですと。その労働基本権を守るために、あえて条例の中に入れておこうという趣旨の法令化がされております。これから言えば、当然、従来のとおり規則委任されるべきものであります。

また、県の状況におきまして、先ほど申し上げましたように、県の条例公正化を指導する市町振興課の指導としては、これを条例化、条例の中に織り込むことは好ましくないという担当者の発言もあります。で、市町から問合せがあれば、そういうふうにお答えをするという内容の話も、私、お伺いをしました。ただまあ、特例として、市町の中で、各職員団体との全面合意がなされた場合は、その限りではないということでもありますけれども、その点についても、先ほど、平岡議員が、質問されましたが、未だ不明瞭であります。その点から言って、今回の条例の中で、この現業職の給料表を、条例に織り込むということは、上位法の法趣旨からしても、反する部分があり、反対とします。

議長（山田弘治君） 次、賛成討論の方、ありますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、矢内議員。

14 番（矢内作夫君） 議案第 54 号に賛成の討論をいたします。本案は、その提案理由にあるように、臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について、給与規程の明確化並びに雇用の確保安定をはかるためのものであります。

まず、給与条例の原則についてであります。民間労働者の賃金も労働基準法に規定されているように、就業規則又は賃金規則で定めなければなりません。勤務時間と並んで勤務条件の中の重要事項であります職員の給与は、地方公務員法に規定されているように条例で定めなければなりません。原則、団体交渉で勤務条件を定めることができるとされている企業職員や技能労務職員につきましても、具体的内容や手続きは別にしても、給与の種類と基準は条例で定めなければなりません。これは、給与の原資が住民の税金であると

いうことであります。

現在のように、種類のみ条例規定し、その他は規則に任せるといったことは、関連法と、その解釈上からすれば不適正であるようであります。

以上の理由から、給与規定の条例による明確化は必要不可欠であり賛成といたします。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 反対討論ですか、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。議案第 54 号に反対の討論をいたします。

これまで、私どもは、臨時職の任用について、法的に問題があるということで、長年、改善を求めてきたところですが、今度、その総務省の通知で、その違法性があるということで、それを合法化するために、今回の条例改定が行われようとしております。

私どもは、問題は、本来、正規職員を任用すべき本格的、恒常的業務に、臨時・非常勤職員を任用していること。これが問題であると思っています。ですから、抜本的に解決するには、臨時・非常勤職員を正規職員に任用替えすること。これが根本的な解決になると思います。そして、そのことは、住民サービスを向上させることにつながるのと同時に、地公法の原則に沿った解決になると、こういう観点から反対をいたします。以上です。

議長（山田弘治君） 他に、賛成討論ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本安夫議員。

13 番（岡本安夫君） 議案第 54 号に賛成の討論をいたします。

私も、だいたいまあ、矢内議員と同様な主張なんですけれども、給与規定の明確化と、法令遵守という考え方、それはまあ、そのとおりであろうと思います。規定すべきは規定し、議会において最終決定はさせていただく。また、コンプライアンス意識を持って、考慮すべきは考慮するというところでございます。

私は、委員会の説明でありました総務省通知から見ましても、佐用町を含む各地方自治体において、行政ニーズの多様化、高度化への対応や、行政サービスの維持向上のために、任期の定めない常勤職員、いわゆる正規職員の他に、行政サービスや種類、性質に応じて各種の任期付職員、いわゆる臨時職員や短期時間勤務の臨時職といった、多様な任用の勤務形態が活用されているのが現状であることは、皆様もご承知のとおりであろうかと思えます。当然、どのサービスに、どのような任用、勤務形態を充てるかにつきましては、基本的には、それぞれの地方公共団体において判断されるべきものであります。組織において、最適である任用、勤務形態の人員構成を実現され、最小のコストで最も効率的なサービス提供を行うことが重要であります。こうした現状や、地方公務員の短時間勤務のあり方に関する研究会の報告を踏まえ、総務省が、いわゆる臨時職員の任用について、現段階で任用根拠、勤務形態など整理が可能な事項を示されたわけであります。

また、社会の雇用状況が大変厳しい中で、臨時・非常勤職員の任用についても、住民の皆さんの関心も高まっております。全ての職員の給与の明確化、条例化は、言うまでもな

く必要不可欠であります。

総務委員会の説明においても、職員の定数管理の適正化が大きな課題となっています。正規職員が減少し、行政サービスの水準を維持向上することを考えれば、コンプライアンス意識をしっかりと持った上で、多様な任用や勤務形態の活用は避けて通れないところであります。聞きますと、大方、9割近くの方の臨時職員の処遇が改善され、厳しい雇用状況の中であって、その雇用の確保や安定が図れるということは、大変結構なことであると思えます。この条例には、当分の間、現状のままとありますが、早期に執行されるべきであることを申し添えて、賛成討論といたします。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありますか。ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第54号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって議案第54号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

日程第6．議案第14号 佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第7．議案第16号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第8．議案第19号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第9．議案第20号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（山田弘治君） 続いて、日程第6ないし日程第9を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

議案第14号、佐用町高齢者等生活支援事業 費用徴収条例の一部を改正する条例について。

議案第16号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例について。

議案第19号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例について。

議案第20号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第14号、議案第16号、議案第19号、議案第20号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託をしておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、山本幹雄君。

〔厚生常任委員長 山本幹雄君 登壇〕

厚生常任委員長（山本幹雄君） 先日の定例会において付託を受けた案件4件についての報告

をいたします。

厚生常任委員会報告。

日時、平成 22 年 3 月 9 日、午前 9 時 28 分より午前 11 時 40 分まで。

場所、役場 3 階、委員会室兼控室。

出席委員は、私を含めた 7 名。私と石堂副委員長、金谷委員、井上委員、大下委員、西岡委員、平岡委員であります。職務のため出席した者としましては、山田議長、大久保議会事務局長、尾崎局長補佐であります。説明のため、出席した者としましては、町長、副町長、住民課長、まちづくり課長、福祉課長、消防長、まちづくり課井土係長、消防本部管理課青木副課長であります。

第 34 回定例会付託案件審査について。

議案第 14 号、佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について。

議案第 16 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例について。

議案第 19 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例について。

議案第 20 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、議案第 14 号 佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例について、まちづくり課長より補足説明を求める。

まちづくり課長、さよさよサービスにおいて、高齢者と障害者を対象にした福祉事業でありましたが、平成 21 年 3 月に策定した地域公共交通総合連携計画において、路線バスの休止に伴い、従来の対象者を限定とした福祉輸送から、交通困難者全体を対象に利用者の枠を拡大した、市町村運営有償運送事業に登録申請を行い、昨年の 11 月より運行をしているところであります。こうしたことから、題名中の高齢者生活支援事業を市町村運営有償運送事業に改めるというものである。第 3 条において、事業内容を高齢者と障害者を対象にした通院等送迎サービス事業から、交通困難者全体を対象にした、市町村運営有償運送事業に改正しようというものである。従来、対象者であった高齢者、障害者等を現行どおりの 1 回 300 円に据え置き、新たに対象となった、65 歳未満の利用者には 1 回 400 円。小学生は 150 円に定めようというものである。船越方面のコミュニティバスにつきましては、さよさよサービスの運賃を参考に、一般で 300 円。小学生で 150 円。就学前の者は無料にしようというものである。本来であれば、昨年の 11 月より実施する予定であったが、災害の影響で、本年 4 月より運行をしたい。

説明を終結し、直ちに質疑に入る。

質疑、運賃は、チケットか現金か。答弁、コミバスにつきましても、現在、券を発行したいということで、印刷の準備を進めている。また、運転手の方に、券を持参させ、現金でも乗車できるようにしたい。

質疑、江川の地域交通との兼ね合いは。答弁、形態は、さよさよサービスを地域に委託するということである。

質疑、江川地区だけの運行か。答弁、行き先は、佐用町内。

質疑、さよさよサービスは、江川には行かないのか。答弁、さよさよサービスは行きません。

質疑、コミバスについて、具体的な運行計画について。答弁、4 月から運行予定。町内 7 社で見積り入札をし、大原観光株式会社に運営を委託したい。便数については、1 日 3 便を考えている。

質疑、スクールバス、コミバス、さよさよも公共交通の審議内容が明確でない。将来的に、その 3 つを統合するようになれば、効率良くなるのではないか。答弁、当然、考えていかなければならない。

質疑、コミバスをなぜ運行するようになったかということを知らない。元々、特別委員会を設置し、巡回サービスが良いのではとの提案をしてきた。子どもも大人も混乗でき、良いのではと提案させていただいた経過がある。そうして、特別委員会で決定する以前に、さよさよサービスと決定している。今回、私達に、一切の説明もないまま提案されている。最初から、これが必要というのであれば、最初から、もっときちっとした形で、説明も要る。答弁、地域交通を確保していかなくてはならないということで。

質疑、運行形態については。答弁、燃料等については、業者負担。保険と公課費については町負担。

質疑、コミバスのコースはどうなっているのか。答弁、船越から千種へ上がって、播磨徳久駅前を通り、佐用へ入る。中央病院の方から、高校へ回って、佐用町内、役場まで行く。

質疑、鉄道が走ってない地区は、いくらもある。答弁、船越に関しては、高校生の通学の確保も必要ということです。

質疑を終結し、直ちに討論に入る。賛成討論あり。

賛成討論。さよさよサービスの拡充には、評価できる。ただ、1回300円の乗車料を100円の乗車料にする検討を求めて、賛成討論とする。

討論を終結し、直ちに採決に入る。議案第14号に、賛成の方の挙手を求める。挙手、全員であり、議案第14号、佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

続いて、議案第16号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例について、福祉課長より補足説明を求める。

福祉課長、佐用保育園に関しては、将来的なことを見込んで、現行の定員120名から定員を150名にする。また、久崎保育園に関しては、定員を90名から45名にするといったものである。増減に関する影響は、以前は、国の方から、各人数規模に応じた補助金が入っていたが、今は、保育する人数かける児童の措置単価が交付税に交付される。

説明を終結し、直ちに質疑に入る。

質疑、45人にするにより、人を置かなくて良いとかあるのか。答弁、保育士の配置であるが、あくまでも現行の人数により配置を行う。調理師に関しては、90名の定員であれば、調理師は、現行2名を配置しなければならないが、実質的には、29名ということで、県の監査については、指摘を受けるが、一人ということで、認めていただいております。

質疑、長谷、石井、平福保育園の統合について、どのように考えておられるのか。答弁、子ども達の育児、育てる環境としての問題、今後、できるだけ早く議論したい。

質疑を終結し、直ちに討論に入る。討論なし。討論を終結し、直ちに採決に入る。

議案第16号の原案に賛成の方の挙手を求める。挙手、全員であり、議案第16号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

続いて、議案第19号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例について、住民課長より補足説明を求める。

住民課長、団員定数問題と、専任副団長問題の2点について。団員定数問題は、合併時1,245人となっている団員数が、現在、1,135人となっており、100人以上の乖離が生じております。そこで定員1,160人を上程するというものである。

もう1点目は、合併後4年が経過し、佐用町消防団が、団長の下、本来の指揮命令系統で統率されておりますし、任命につきましても、消防組織法に基づく、本来の任命方式を採用することが望ましいと考えております。よって、今回、専任副団長を削除するような形にしております。

説明を終結し、直ちに質疑に入る。

質疑、定数を削減するが、実態にあわすということか。財政的な影響か。答弁、消防団員等公務災害補償共済基金の方に加入している方が、定数によって、掛金が変わってくる。

影響とすれば、そんなものか。答弁、はい。

質疑、交付金とか補助金はないのか。答弁、特にない。質疑、1人、1万9,200円の公務災害費を払っている。定数が少ない方が、余分な支払をしなくて済む。

質疑、南光支団は、分団再編をするが、経過について報告することはあるか。消防自動車等。答弁、消防団員については、減らすことのないよう進めていきたい。自動車の関係は、南光支団は、軽四の積載車になっているが、普通車の積載車、各分団1台、7分団は、これを22年、23年度に、整備する。現在ある軽車両については、ここ2年、3年かけて、各集落の中で、消防団員が、整備・運用していく。

質疑、普通車両が入る場合、7の分団でどうなるのか。答弁、車両の導入は、秋ぐらいになる。各集落で協議していただいている。

質疑、普通車両、22年度は、4台と聞いている。残りは、来年。答弁、計画では、22年、23年で4台と3台を計画している。

質疑、最終的には、1台にするのか。答弁、地域性もあるので、町として台数は決めていきたい。

質疑を終結し、直ちに討論に入る。討論はないようなので、討論を終結し、直ちに採決に入る。議案第19号の原案賛成の方の挙手を求める。挙手全員で、議案第19号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

続いて、議案第20号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について、消防長から、補足説明を求める。

消防長、平成20年の10月に、大阪浪速区の個室ビデオ店火災が発生しました。それを踏まえて、防火安全対策について、対応の考え方が示された。個室ビデオ店における外開き戸の自動閉鎖装置にかかる火災予防条例の一部改正案が、取りまとめられた。

説明を終了し、直ちに質疑に入る。

質疑、37条の3で、カラオケボックスと書いてあるが、佐用町にあるのか。答弁、佐用町には、ない。名称としてのカラオケボックスはあるが、外開きの避難経路を塞ぐという構造上のものはない。

質疑を打ち切り、直ちに討論に入る。討論なし。討論を打ち切り、採決に入る。議案第20号の原案に賛成の方の挙手を求める。挙手全員と認め、議案第20号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで、厚生常任委員会に付託された議案第14号、議案第16号、議案第19号、議案第20号についての委員会報告を終わりとします。

議長（山田弘治君） ちょっと、暫く休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩を解き再開いたします。

山本厚生常任委員長。

厚生常任委員長（山本幹雄君） 先ほどの説明について、ちょっと一部訂正をしたいと思いません。

議案第14号、佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例につい

での説明、まちづくり課長より補足説明を求めた件において、その中の質疑答弁の中で、コミバスのコースはどうなっているのかという点について、船越から千種へ上がって、播磨徳久駅を通り佐用へ入るという説明させて、答弁をさせてもらっておりますけども、船越から播磨徳久駅前を通り、佐用へ入ると改めさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（山田弘治君） 厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 14 号から委員長報告について、順次、質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願ひをいたします。

まず議案第 14 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、以上で、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 14 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 14 号、佐用町高齢者等生活支援事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第 16 号について、委員長報告の質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、以上で、委員長報告の質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第 16 号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 16 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 19 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、以上で、委員長報告の質疑を終結をいたします。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。これより議案第 19 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 19 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 20 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、以上で、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。これより議案第 20 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 20 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

暫く休憩をいたします。再開を 45 分といたします。

午前 10 時 33 分 休憩

午前 10 時 47 分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

-
- 日程第 10． 議案第 5 号 町道路線の変更について（委員長報告）
日程第 11． 議案第 6 号 町道路線の認定について（委員長報告）
日程第 12． 議案第 17 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 13． 議案第 18 号 佐用町営定住促進住宅条例の制定について（委員長報告）

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 10 ないし日程第 13 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

議案第 5 号、町道路線の変更について。

議案第 6 号、町道路線の認定について。

議案第 17 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について。

議案第 18 号、佐用町営定住促進住宅条例の制定についてを議題といたします。

議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 17 号、議案第 18 号については、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、高木照雄君。

〔産業建設常任委員長 高木照雄君 登壇〕

産業建設常任委員長（高木照雄君） 失礼します。本委員会に付託案件された審査の結果を次のとおり決定しましたので、会議規則第 73 条の規定により報告いたします。

日時、平成 22 年 3 月 11 日、木曜日。

場所、役場 3 階委員会兼控室

出席者、委員 7 名。山田議長、町長、副町長、建設課長、農林振興課長、議会事務局長、局長補佐ということで、9 時 25 分より 9 時 32 分まであいさつを、私、議長、町長にあいさつをいただきまして、直ぐに 9 時 32 分より現地視察に向かいました。建設課の課長の手腕によりまして、一見分かるような、こういった地図を作成していただきまして、見やすく分かりやすいことで、道路改良、変更については、10 路線。また、認定については、25 線という多くの路線がございましたので、こういった地図をきちっと書いてくれまして、姫路鳥取線の、その道路の中に入れていただきまして、課長が運転し、職員 2 名が、車の中で、止めて、各箇所ですべて説明をいただきました。

そして、帰りに促進住宅に寄りまして、そこの現の持ち主の促進住宅の委員より、わざわざ、そこまでお越し願いまして、バリアフリーのされた部屋と、また、普通の部屋とを説明をいただきました。

そして、この役場に帰りまして、再度、付託案件についての審査を行いました。

議案第 5 号、町道路線の変更について、まず、課長より補足説明をいただきました。

いただいた後、質疑もなし、討論もなし、議案第 5 号、町道路線の変更については、原案どおり全員賛成で可決いたしました。

それから、議案第 6 号、町道路線の認定について、課長より説明があり、委員より、何

か、山の方に入っているような道があったけど、あれは、個人の土地なのですかという質疑がありました。課長より、あの部分につきましては、基本的に、山へ上がる里道とか、そういった部分で付け替的な要素がありましたので、それは、町道認定は、あまりふさわしくないなということで、地元管理ということをお願ひしております。地元と協議しておりますという回答がありました。

質疑もなし、討論もなし、議案第 6 号、町道路線の認定については、原案どおり全員賛成で、可決されました。

次に、議案第 17 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について、農林振興課長より補足説明がありました。2008 年 5 月 30 日に保険法が独立して、この 4 月 1 日から施行されるのに伴って、農業災害補償法の一部を改正することになり、今回、町の農業共済条例も一部改正をする必要となりました。

変わる要件は、共済条例の 20 条で、免責対象事業及び免責事由の明確化という点、その免責とする対象事象を明らかにするものということです。

2 つ目に、共済掛金の減額が出されている。

3 つ目に、請求権代理ができる対象限定。

4 つ目に、麦の共済の払込期間の変更。

5 つ目に、農業共済の成立時の書面の交付。共済を受ければ書面において、きちっと加入説明をすることができます。

6 つ目に、共済金の給付目的として、損害を生じたり、請求することによって、詐欺を行った場合、解除権の規定というものを設けました。

農業共済の告知義務と告知義務違反による共済関係の解除、故意とか過失によって、事実を告げずに、不実の告知をした時には、共済関係が解除になります。この条文について、条例の 20 条なり 21 条。それから 23 条、それと 32 条、それと 53 条の 2 によって、形で、それぞれの条文を一部改正しました。

大きく言いますと、保険法と変わり、農業災害補償法の一部が改正されましたので、本町として、その条例の一部を改正を生じることによって、必要となりますので、今回、改正することになりました。

委員より、なぜ、法を変えるのかという質問がございました。課長、麦におきましても、県南部の方では、11 月上旬から、11 月の 15 日ぐらいで、発芽してくるわけです。種まきは、時期、若干変更。発芽する時期も、若干、11 月 30 日より早くしたので、即、鹿等の災害とかを、合わせて変更したのでございます。

委員より、掛金の納付期間はということで、掛金は、その掛金を納入した時から、共済関係が成立します。時期に合わせたような形になっております。

質疑もなし、討論もなし、議案第 17 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について、全員賛成で原案どおり可決しました。

続きまして、議案第 18 号、佐用町営定住促進住宅条例の制定について、課長より補足説明があり、委員より、条例の 7 条、入居者の資格。この中で、1 つは、単身の入居の場合、勤務先の、第 7 条、第 2 項、第 3 号から、勤務先の代表者の同意があれば単身でも入居できる解釈になっているが、勤務先の代表じゃなくては駄目なのかという質疑がありました。課長より、普通の公営住宅法では、若年である場合は、基本的に法に照らして、若年は、駄目となっております。このことについては、公営住宅法に基づかない、定住という意味で、まず特色を出している部分でございます。

委員より、収入基準。これは第 3 項、町長の定める基準という規則が出ていますが、公営住宅法施行令、月収 10 何万ですかという質疑がありました。課長より、10 万 4,000 円という回答がありました

また、委員より、この第1項で、ずっと資格、入居者のことを出ておいて、第2項では、町長が必要と認める時は、前項各号以外の入居者の満たすべき要件を定めることができる。これはなぜ入れたのか。課長より、1つは、条例をコンパクトにしたものです。で、住居を必要とする高齢者等の中で、この分については、10万4,000円未満であっても、具体的に言えば、こういう方のために該当するのです。

委員より、続いて、17条、これは一番の問題やないか。何が問題かと言いますと、家賃の決定。第17条では、家賃は、町長が規則で定めるとする。使用料というのは、これも使用料になるんだけど、使用料は、地方自治法の第228条で、条例で定めなければならないというふうになっており、今まで、旧町から、例外として、保育料に、ああいうのは、児童福祉法に、その根拠があるのと、町営住宅の家賃については、公営住宅施行令に、根拠があるということで、条例の必要がないんだけど、今回の定住促進の場合は、公営住宅法に依拠しない施設ということだ。この点から見れば、家賃、使用料の規定する根拠令がないので、これは、地方自治法という、一般にいう使用料扱いということになる、228条に規則では駄目だと。条例で定めなければならないという解釈になる。公営住宅法の根拠に基づく家賃であれば、これは、法令であるということで、規則でいいんだけど、そのあたりは、規則という自体が、非常に違法ではないかと思うんです。その点どうですかという質疑がありました。課長より、私どもも、一番に、最初に、使用料設定する時に、悩んだことです。実は、総務課とも、当然、建設課内でも、そして、県の方にもお尋ねして、措置し、規則というものを、した経過がございます。そうしてやっていく中で、何か、不測の事態が起きた場合は、規則で、柔軟に対処させていただき、後で、議会の方に報告する。そういった取り組みをさせていただきたいと思います。

委員より、運用、適用については、それは分かるんだけど、やはり原則、法を守る立場からすれば、解釈が拡大過ぎる。つまり、町営住宅法に基づく、公営住宅法に基づき、家賃があれば、何ら問題ない。いわゆる一般の使用料扱いになることは、無理である。柔軟に対応することは、大事ですが、やっぱり法に反しては、問題がある。町長の方から、今後、その中で運用させていただいて、どうにも、そのへんが、事務的に、法的に抵触するというように、後になれば、この方を、もういっぺん、将来的に、この使用料、家賃の条例化という形で、手続きをとっていきます。公営住宅法に基づき、柔軟にやろうということと同時に、建設課の一般町営住宅という、一般の町営住宅との兼ね合いも含め、一緒に運営していきたいということで、その点は、柔軟に見ていただきたいと思います。

委員より、柔軟に見たいんだけど、解釈の問題か、私の見解では、違法ではないかという、そう思いますので、制定に反対する。

質疑を打ち切り、討論はなし、採決に入り、議案第18号、佐用町営定住促進住宅条例の制定については、挙手多数で原案どおり可決しました。

報告終わります。

議長（山田弘治君） 産業建設常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第5号から委員長報告について、順次、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず議案第5号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑はないようですから、以上で、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第5号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第5号、町道路線の変更については、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第6号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、以上で、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第6号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第6号、町道路線の認定については、原案のとおり可決をされました。

続いて17号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、以上で、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第17号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 17 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、原案のとおり、可決をされました。

続いて議案第 18 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、以上で、委員長報告に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 議案第 18 号、町営定住促進住宅条例の制定について反対いたします。

地方自治法では、その 228 条で、使用料は、条例で定めなければならないとしており、町営住宅などの家賃は、原則として条例化しなければなりません。しかし、公営住宅法の適用を受ける町営住宅は、同法第 16 条で家賃を決定しているため、地方自治法 228 条の例外としています。

本議案は、第 17 条で、定住促進住宅の家賃は、規則で定めるとなっています。しかし、定住促進住宅は、公営住宅法の適用を受ける町営住宅ではなく、現に、条例第 2 条では、定住促進住宅は、公営住宅法によらずと、その定義を明確にしています。よって、本議案は、地方自治法第 228 条に反することを指摘し、反対討論といたします。

議長（山田弘治君） 次に、賛成討論の方はありますか。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田議員。

2 番（新田俊一君） 2 番の新田でございます。賛成討論をいたします。

旧雇用促進住宅は、21 年 8 月 9 日の台風被害者の人を受け入れて、一時的に増えていますが、雇用促進能力機構との契約入居者は、15 世帯と聞いております。今後も、自宅を建てて、退去を予定されている人も何名かいるとのことですが、住宅の空き室は、更に増えるようです。佐用町の活性化のためには、人口の流出抑制促進をはかるべきだと考えます。

佐用町に定住を希望する人達に対して、入居しやすく、また安心して生活できる環境を作ることが大事だと考えます。

そして、お聞きしたところによりますと、3 月 19 日現在で、4 月 1 日から、入居希望者が 11 名待っていると聞いております。これらの目的を達成するためには、佐用町営定

住促進住宅条例は、不可欠であると認めます。よって、提案をし、賛成討論といたします。

議長（山田弘治君） はい、他に、討論はありませんか。ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第 18 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって議案第 18 号、佐用町営定住促進住宅条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

-
- 日程第 14． 議案第 38 号 平成 22 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 15． 議案第 39 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 16． 議案第 40 号 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 17． 議案第 41 号 平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 18． 議案第 42 号 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 19． 議案第 43 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 20． 議案第 44 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 21． 議案第 45 号 平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 22． 議案第 46 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 23． 議案第 47 号 平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 24． 議案第 48 号 平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 25． 議案第 49 号 平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 26． 議案第 50 号 平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 27． 議案第 51 号 平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 28． 議案第 52 号 平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 29． 議案第 53 号 平成 22 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について（委員長報告）

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 14 ないし日程第 29 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

議案第 38 号、平成 22 年度佐用町一般会計予算案の提出について。

議案第 39 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について。

議案第 40 号、平成 22 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について。

議案第 41 号、平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について。

議案第 42 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について。

議案第 43 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について。

議案第 44 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 45 号、平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 46 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について。

議案第 47 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について。

議案第 48 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について。

議案第 49 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について。

議案第 50 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について。

議案第 51 号、平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について。

議案第 52 号、平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について。

議案第 53 号、平成 22 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてを議題といたします。

議案第 38 号ないし議案第 53 号については、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

委員長、大下吉三郎君。

〔予算特別委員長 大下吉三郎君 登壇〕

予算特別委員長（大下吉三郎君） それでは、予算特別委員会の報告をいたしたいと思っております。

平成 22 年 3 月 2 日、第 34 回佐用町議会定例会において、平成 22 年度各会計予算につき、慎重審査を期すため、全議員の構成により設置されました予算特別委員会を、3 月 15 日、16 日、2 日間において審査いたしました。

委員長には、私、大下。副委員長には、敏森が指名され、本会議において付託を受けた案件の審査の経過及び結果については、会議規則第 73 条の規定により報告をいたします。

付託を受けた予算案の審査は、平成 22 年 3 月 15 日に、議案第 38 号、平成 22 年度一般会計を、翌 16 日に、前日に引き続き一般会計、議案第 39 号、佐用町国民健康保険特別会計予算案から議案第 53 号、佐用町水道事業会計予算案まで 15 件の特別会計の審査を行いました。

両日とも、午前 9 時から佐用町本会議場で、慎重審議を行いました。初日 15 日には、新田俊一議員が欠席、3 時から、松尾議員が、それぞれ早退をしております。16 日には、井上洋文議員が、3 時 52 分から早退をしております。

説明のための出席職員は、町長をはじめ副町長、教育長、関係各課長の出席を求めています。

平成 22 年 3 月 15 日は、午後 5 時 20 分まで、平成 22 年 3 月 16 日には、午後、17 時 55 分までで閉会をいたしました。

次に、審査の経過についてであります。全員による特別委員会であり、質疑など詳細につきましても、議会事務局の予算特別委員会の会議録で確認いただきたいと思います。

審査事項、議案第 38 号の、平成 22 年度佐用町一般会計予算案についてを議題とし、審査を受けました。

まず、22 年度の一般会計の特色としては、昨年の台風 9 号の豪雨で被災したことにより、生活復興と災害に強いまちづくりに力点を置いた施策の予算化となっております。特に、高齢者支援とともに、衣・食・住のうち住に重点を置き、再建したり、補修する場合の 5 年間の利子補給、また、再建までの民間賃貸住宅には、3 万円を上限に半年間家賃を補助して、再入居するまで、同様の措置を講じることとし、家具や車の買い替えの融資を受ける場合は、300 万円までの融資に対し、利息を全額補給となっております。

防災におけるマップは、作成していても、いざとなれば、戸惑いの作業体制に不安が残ると。そこで、地域づくり協議会に助成し、全戸に災害復興計画を配布し、心のアンケートにも取り組む。倒木処理をし、2 次災害を防ぐなどです。

災害関連以外では、三河小学校大規模改修や、上月小の改修にも向けた実施設計も、あるいは、三日月中の耐震診断、交通対策では、船越佐用線のコミュニティバスの運行の民間委託をはじめ、江川線では、地域づくり協議会を主体に、ワンボックスカーを運行を予定として予算案となっております。

このような中で、歳入から審査に入り、町税のうち滞納繰越分、均等割、固定資産税の評価替えなど、地方譲与税の自動車重量譲与税の前年よりの減額等で、地方特例交付金の子ども手当の算出方法など、所得制限についてはなど、また、住宅使用料の算出根拠、緊急雇用創出補助等の内容説明、また、中山間農地などについて。高度情報通信等について、また、減債基金のうち、ふるさと基金についてなど、寄附金のうち姫新線増便についてはどうかなど、住宅新築資金について、また、財政調整基金に基づくことについてなど、また、災害援護資金についてはなど、数多くの質疑がありました。

次いで、歳出については、第 5 款、議会費からはじめ、議会の議場の整備、第 10 款、委託料の自主運行バス運營業務について、効率の良い方法を考えていくなど、また、4 月から運行する、業者 7 社から大原観光を選び、姫新線の高速化において、重要なものであり、利用促進を呼びかけ、さよさよサービスもあわせてお願いをしたいと。また、姫新線利用促進費の 19、負担金補助及び交付金ではですね、姫新線に乗ることにより、勉強会等はあるのかとの質問に対し、低学年について、遠足等に使用する。特に、職員についても、出張等にも利用することに考えると。次、また、地域づくり推進費では、13 地域づくり協議会から人選した場合、人口でなく、不公平差があり、格差がありすぎるなどの話が出ております。

次、第 10 項目の社会福祉費、扶助費の成年後見制度利用支援事業助成費では、高齢者に成年後見制度が多く、障害者に対しても後見人の負担を調整していくなど。また、けんこうの里三日月の運営費では、ポンプ関係及び運営については、ポンプの更新を計画。また、運営等、今後も考えていくと。次に、15 項の児童福祉費の子育て支援センター運営費では、子育て支援センターの職員募集をしていたかどうかなど。青少年対策では、子ども会を主体にしているが、調整をするなど。第 25 項、災害救助費の負担金補助及び交付金のうち、高齢者住宅再建支援では、住宅補修費について、県が 3 分の 2、町が 3 分の 1 の

負担となっておる。

また、次に、第 10 項、保健衛生費の負担金補助及び交付金では、緊急医療等確保対策助成金の内容説明など。また、15 項の清掃費のうち、塵芥処理費では、にしはりま環境との絡みはなど。また、ごみ袋等の取り扱いについてもあり。

次には、第 10 項目、農業費のうち、地域農政再生対策事業費では、棚田のものについてはどうかとか。次に、農地費のうち、報償費では、弁護士報酬は、どのような時に必要なのかなど、換地処分など、最高裁で受理する場合があります、計上したと。また、中山間地域直接払い制度では、新たに契約を結び継続していくのかと。22 から 26 年まで継続をしていくと。次、地籍調査地区委員の賃金の説明を求めています。

また、第 10 項、商工費であります、繰出金の笹ヶ丘特別会計への繰出金では、エレベーターの設置をし、利用客を増やす意味で頑張っていくことにしておると。

また、次に、第 35 款の土木費、土木総務費、負担金補助及び交付金のうち、姫鳥線ではないが、山崎間においては、どのように考えておるのかと。また、道路新設改良費の工事請負費では、場所はどこか。また、私道整備事業補助は、来見、大畠、三日月 2 路線、南光 1 路線、私道整備はということで、本来の生活道路の補助ということであります。また、道路橋梁総務費の委託料では、橋梁長寿命化計画策定委託料については、基礎調査はできているかと。県の指導によって計画を立てなければいけない。

また、第 40 款の消防費、常備消防費のうち、負担金補助及び交付金では、町内の保育園が幼年消防クラブとなっているかと。については、これについては、町内幼年消防クラブはできておるということとあります。それから、非常備消防費の報酬など、費用の見直しは考えられておるのかと。条例の中で、金額を示しておるが、改正は、現在考えていないと。また、操法大会実施のうち、防災訓練はと。自主防災訓練の中で考えていただくと。次、また役務費のうち、クリーニングは何かと。布団洗濯、防災服等であると。報償費の退職消防団の報奨金については、退職者 60 人の予定であると。また、災害対策費の報酬、防災会議委員報酬の説明では、1 日 8,000 円、年 2 回の、条例等によって、10 名置きますと。条例によって、それは、定めておる。

また、第 45 款の教育費、第 10 項、教育総務費のうち、負担金補助及び交付金では、三土中の件で、合併して三土中がなくなる様だということがあったが、土万地区においては、山崎へ行く方が良いとの話があったので、佐用の学校のあり方を考える方が良いのではと。に対して、委員会設置する予定にしておりますと。また、国際理解教育推進事業の負担金補助及び交付金のうち、外国青年招致事業については、小、中学校に外国語教師を 2 名充てると。また、小学校費の教育振興費、備品購入費では、図書購入はどうかと。児童生徒によって、小中にも図書購入充実させていきたいと。社会教育費の目について、社会教育総務費、節、負担金補助及び交付金については、青少年を育てる会活動助成金。の問いに対し、地域の中で育ててもらうためであると。次に、保健体育費の町民プール運営費のうち、水泳教室指導委託料は、あめんぼで学校の指導をしておると。

また、第 50 款の災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、目の過年災害復旧費、負担金補助及び交付金のうち、町単独災害復旧工事補助金については、のことに對し、数多くの質疑があり、慎重に審議を行う。

討論、採決を行い、原案のとおり賛成多数で、これらについては、可決されました。

また、次に、特別会計についてであります、特別会計ごとに歳入と歳出を分けて、それぞれ審議をいたしました。

はじめに、議案第 39 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出についてを議題とし、質疑に入っております。

まず、歳入からであります、一般被保険者国民健康保険税の滞納繰越分についての徴

収見込みはどうかと。災害減免になったのは、一世帯当たり国保税はどうかと。

歳出では、第 10 款の総務費、目、一般管理費、節の需用費では、ジェネリックの分についてはどうかと。また、通勤費については、休職に入っている者はどうか。住居手当はどうかと。

質疑が、それぞれありましたが、慎重に審議を行い、討論、採決を行い、賛成多数で、原案のとおり可決されております。

続いて、議案第 40 号、平成 22 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出についてを議題とし、質疑に入り、質疑に入りましたが、質疑なく、採決を行い、全員賛成で、原案どおり可決されております。

続いて、議案の第 41 号、平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出についてを議題とし、質疑に入り、歳入についての質疑を行い、第 10 款、後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料の軽減等について説明があり、歳出については、質疑なく、討論、採決を行い、賛成多数で、原案のとおり可決されております。

続いて、議案第 42 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出についてを議題とし、質疑を行いました。

まず、事業勘定から、第 5 款の保険料、第 1 号被保険者保険料の滞納人数について。それから、25 款の県支出金の介護予防事業について。緊急雇用創出事業について。認定調査員は、どのような人なのかなど。

サービス勘定では、第 10 款のサービス収入のうち、居宅介護サービス計画費の収入についてはなど。

討論、採決を行って、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、第 43 号、朝霧園特別会計予算案の提出についてを議題とし、質疑を行いました。

まず、歳入の質疑に入り、第 35 款の諸収入、受託事業収入、短期宿泊事業の部屋はどうなっているのか。

歳出では、目の一般管理費の委託料では、スプリンクラーについてなどの話が出ておりました。

質疑を打ち切って、採決を行い、全員賛成で原案のとおり、これらについても可決されております。

続いて、第 44 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出についてを議題とし、質疑を行いました。

まず、歳入の質疑に入り、第 10 款、分担金及び負担金の加入負担金について、前年度に比べ、減額になっており、説明を求めています。

歳出では、第 18 款、災害復旧費の中で、避難所にトイレがなかったので、困ったがということ。屋根裏に貯水槽はできないものかなど。

質疑を、これで打ち切って、採決に入り、全員賛成で、原案どおり可決されております。

続いて、第 45 号の平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出に入り、質疑に入りました。

まず、歳入についての質疑に入り、第 10 款の分担金及び負担金、分担金、負担金などの滞納徴収見込みは、また、これらについての歳出はということでもあります。

次に、18 款の災害復旧費、公共下水道施設災害復旧費の工事負担金では、笹ヶ丘橋について、建設改良を行い、約 1 億円の見込みであると。

なお、質疑が 1 件、省略し、採決を行い、全員賛成、原案どおり、これらについても可決されております。

続いて、第 46 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について

を議題として、審議に入りました。

まず、歳入の質疑からは、第 20 款、使用料及び手数料、生活排水処理施設使用料のうち、滞納繰越分についての説明を求めています。

歳出については、第 10 款の生活排水処理事業のうち、農業集落排水施設管理費の工事負担については、農集は、10 箇所、10 年以上経っていると。処理場に塩素があるため、耐用年数をどのようにして長く使うかが問題であると。このように出ております。

また、他、質疑が 1 件、省略し、採決を行い、全員賛成で原案どおり可決しております。

続いて、議案第 47 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出についてを議題とし、質疑に入る。

まず、歳入の質疑はなく、歳出の質疑に入っております。第 15 款の教育費、社会教育費、天文台公園の公園運営費のうち、工事請負費の説明は、管理棟の雷に対する避雷針の設置によるものですということであり、次、委託先は、どこかということに対し、西村製作所である。

質疑を打ち切り採決を行い、全員賛成で、原案どおり可決されております。

続いて、第 48 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出についてを議題として、質疑に入りました。

まず、歳入の質疑に入り、15 款、繰入金、一般会計繰入金のうち、一般会計より繰入が多いが、努力されているか。サッカーなどの合宿等により集団客があると。

歳出について、質疑なく、これらについて、採決を行いました。全員賛成で、原案どおり、これらについても可決しております。

続いて、第 49 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出についてを議題とし、質疑に入りました。歳入歳出とも質疑なく、原案のとおり全員賛成で可決されております。

続いて、50 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出についてを議題とし、質疑に入りました。歳入、歳出とも質疑なく、原案のとおり、これらについても全員賛成で可決されております。

続いて、議案第 51 号、平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出についてを議題とし、質疑に入りました。歳入歳出とも質疑なく、原案のとおり全員賛成で、可決しております。

続いて、議案第 52 号、平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出についてを議題とし、質疑に入りましたが、歳入歳出とも質疑なく、原案のとおり全員賛成で可決しております。

続いて、議案第 53 号、平成 22 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてを議題として、質疑に入りました。

まず、予算見積基礎について質疑を行い、次に、予算書各条、続いて、付属調書の質疑ののち、全般の質疑に入りました。平成 22 年度収入及び支出見積基礎についての質疑に入り、もとい、未収金の見通しについてはどうなのかと。21 年度の実績から、未収金については、362 件あり 138 万 2,000 円の未収になっておると。今後の対策は必要であると。続いて、第 2 条の業務の予定量、第 10 条、たな卸資産購入限度額、予算実施計画及び資金計画、また、予定損益計算書・予定貸付貸借対照表については、質疑なく、原案のとおり全員で可決しております。

以上で、本委員会に付託を受けました平成 22 年度の予算案の審査は全て終わり、委員会には、町長をはじめ担当当局には、予算審議中、委員会委員の意見、要望等に対し十分検討いただき、効率的な予算執行をお願いします。また、22 年度は、災害復興が本格的に始まり、健全な財政を特にお願いする次第であります。

委員会におかれましては、慎重審議を賜り、一般会計はじめ特別会計を含め、16件全てを原案のとおり可決すべきものと決しております。

本委員会の結論のとおり可決していただくことをお願いを申し上げて、予算特別委員会の報告といたします。

長時間、長い質問で、とりとめなかったと思いますけれども、よろしくご意見申し上げ、予算の結果報告といたします。以上です。

議長（山田弘治君） 予算特別委員会委員長の審査報告は終わりました。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結をいたしております。

ここで、お諮りをいたします。予算特別委員会は、全員による委員会でありましたので、委員長報告に対する質疑は、省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決します。

暫く休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時51分 休憩

午後01時02分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

議案第38号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくご意見をいたします。

まず、議案第38号、一般会計予算案について、討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） 平成22年度、佐用町一般会計予算案に反対の討論をいたします。

まず、本予算案は、昨年8月の台風豪雨災害と、失業率5パーセント台の高い水準となっている雇用、景気悪化のもとで、町民生活の不安は、昨年以上に高まっている情勢の中、町は、町民の命と健康、暮らしを守ることが求められておりますが、町民を守る積極的な予算になっていません。

次に、町長の政治姿勢です。昨年8月の台風豪雨災害では、18人が亡くなられ、未だに2人は行方不明です。町地域防災計画を守らず、災害対策本部の設置と、避難勧告発令が遅れたことは、重大な結果を招く一因となったものであり、災害対策本部長としての責任は重大です。災害から、半年が経過していますが、被災者の生活支援では、住家被害が、約1,800戸に上りましたが、国の被災者生活再建支援制度では、半壊以下の被災には、全く支援金がありません。また、商店には、適用されないなど、不十分です。町は、県支援制度の負担のみで、町独自の支援制度が求められています。

2つ目に、平成20年3月に財政調整基金3億円で、仕組み債を購入し、7,000万円の評価損を出しています。基金は、确实且つ効率的に運用しなければならないとした、地方自治法に反するものです。

3つ目に、平成 21 年度固定資産税延滞金 8,000 万円の放棄は、住民の理解を得られるものではありません。

大きな3点目に、政府は、経済危機から国民の暮らしを守り、日本経済を立て直すために、大企業の巨額の内部留保を社会に還元させて、雇用、中小企業を守ること。自民、公明政権が続けてきた社会保障削減路線の傷跡を是正するためには、社会保障の充実を図ること。軍事費と大企業、大資産家減税という2つの聖域にメスを入れて財源を確保し、庶民増税の不安を解消することが求められております。県は、震災復興で財政が苦しいとごまかしの説明で、県民負担増を押し付け、昨年4月から県の出先機関であった3地方の事務所が廃止されました。結果、地域に密着した行政対応が、大きく後退し、特に、土木事務所の廃止は、去年の台風災害時の河川氾濫の緊急連絡体制の後退につながりました。機敏な地域に根ざした防災体制の再構築が必要です。町は、国、県の、これらの対応を無批判に受け入れるのではなく、自治体本来の役割である住民の福祉の向上に努めるべきで、町の役割が問われております。

本予算案について述べていきます。

歳入の面で、町税の確保には、住民の生活実態に合った丁寧な対応を第一にして、債権の保全を目標にするべきです。また、平成 21 年度の特別交付税が、約 20 億円交付されることが3月決定いたしました。決定額は、通常の年の2倍以上で、全国的に見ても異例であるとのことです。町長は、その多くを財政調整基金に積み戻す方針ということですが、この方針は、改めるべきです。これだけ多くの被災を受けた町であることから、この平成 22 年度予算で、財政調整基金からは、1億 7,700 万円の取り崩しがされております。これまで、私どもは、財政の問題について、地方交付税の過少見積りを指摘して参りました。当局の財源見積の点で、基金を取り崩して、災害復興にいかし、住民の福祉充実のために財源として使うべきことを指摘します。

更に、町職員の雇用のあり方について、コスト削減を優先した臨時雇用は問題です。特に、保育士の半数以上が、臨時雇用となっておりますが、正規雇用するべきです。

入札業務の異常な問題。落札率 95 パーセント以上や、1位不動の法則の解決のため、着手するべきです。

路線バス休止後の交通手段として、コミュニティバス運行委託料が予算化されておりますが、乗車料金の1回 300 円は、65 歳以上の高齢者や障害者で路線バス利用助成事業を活用してきている利用者全員が負担増となります。軽減が求められているところです。

また、住民の要望の強さよさよサービスの毎日運行、利用料の軽減、福祉タクシー助成制度の回数制限緩和と、個人負担軽減、国民健康保険料、介護保険料、利用料軽減、保育料値下げ、長時間乳幼児保育の充実を求めます。

更に、子どもを育てる親にとって、一番の心配は、子どもの病気です。費用の心配なしに安心して、病院にかかれるよう子どもの医療を無料化にすることは、切なる願いです。この医療費助成制度は、中学卒業まで、完全に無料化をするべきことを指摘します。

ごみの衛生費の関係で、ごみの減量化を進め、にじはりま環境事務組合で計画している大型処理施設は、今も見直しを図るべきことを指摘します。

農林振興関係では、倒木の処理、間伐の促進など、山林の保全の予算化が行われておりますが、災害を繰り返さないよう強化が求められます。米の輸入促進政策を改め、水田を保全し、耕作放棄農地をなくすための政策の実現が求められております。イノシシや鹿の駆除、獣害対策の強化は、多くの関係者の切実な要求であり、取り組みの強化が求められます。農地費 80 万円の弁護士費用は、仁方ほ場整備事業の裁判費用ですが、平成 17 年に、大阪高裁に控訴し、平成 21 年 2 月 19 日に敗訴しました。私どもは、裁判の取り下げを求めてきましたが、町は、高裁に上告し、この 3 月 16 日に高裁で棄却され敗訴が決定しま

した。町の責任が問われることになります。

商工関係では、商工業者に対する災害対策は、融資の利子補給で、直接支援が求められます。

地域に根ざした防災対策の再構築も必要です。佐用川、千種川など、災害復旧工事は、再び災害が起きないように、抜本的な改良復旧を求めます。

以上、指摘し、反対討論を終わります。

議長（山田弘治君） 次、賛成討論の方はありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 西岡議員。

17 番（西岡 正君） 議案第 38 号、平成 22 年度一般会計の賛成討論をしたいと思いません。

一般会計の総額であります。131 億 4,000 万円、この数字については、近隣地区とですね、各自治体、町の内容から見ましても、80 億、60 億ぐらいの間の予算の中、131 億の予算を組まれることについては、非常に、喜ばしいことだと思っております。

特に、項目については、例年どおり多く変わったところはないわけですが、昨年に、8 月の 9 日発生した台風 9 号関係で、災害復旧費という形の中で、農林水産関係が 9 億 8,500 万円。公共土木施設関係では、6 億 9,200 万円。教育施設関係においては、1,200 円ということで、計 16 億 8,900 万円の予算が組まれております。特にですね、財政調整基金より 1 億 7,700 万円取り崩したということは、高く評価できるのではないかな。一般会計の審議の中、先ほどの平岡議員の討論の中にも、財政調整基金を取り崩して、それに、被災者救済に充てるべきだと、そういう質問もあったかと思うんですが、私は、当然、そういうことがもっともな意見であるとは思いますが、災害というのは、いつ発生するか分かりません。前回の災害で、金を使ってしまったから、今回ないというわけにはいきません。そういう状況から考えますと、7 億円余り残したということも高く評価していかなければならないんじゃないかと思えます。

特に、町長の方から特別交付税の話がございました。本予算には、特に、関係がないかも分かりませんが、平成 21 年度です。専決処分、補正の、専決処分になるかと思うんですが、今の状況から言いますと、水害があったり、震災があったり、今回のような災害があったら、即使えるような、財政調整基金を、やはりもっとたくさん積むべきである。このように判断しておりますので、20 億、約 20 億の特別交付税の中で、できるだけ多くの財政調整基金を積み立てて欲しいということ、申し添えまして、賛成討論といたします。以上です。

議長（山田弘治君） はい、他に討論はありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 討論全体につきましては、ただ今、平岡議員が討論した反対理由であります。

私は、主要な1点について、討論いたします。

まず、今も話題になった、22年度予算での財調1億7,700万円の取り崩しの問題であります。これほど、住家被災や農業災害、多くの災害を受けて、町民は、切実に、その援助を求めています。そういう中で、なぜ1億7,700万円の予算、繰入予算になったのか。これは、当局の財源見通し、財政見通しの甘さであるというふうに指摘せざるを得ないわけでありませぬ。

私は、予算審議の中でも指摘させていただきましたように、26億円の財調基金を18億円取り崩したら、8億円しか残らぬ。そういう中から、1億7,700万円を基金を取り崩したという、こういう財政の見通しというのはないというふうに思っています。これ、誰が考えても、8億円を超える、12月の特別交付税が交付されている実態、そうすれば、3月に、いくら期待値を、予想できぬといったとしても、0円ということはありません。

また、補助率の引き上げ、それから、当然のことながら、これは過去の例からしましても、入札をやれば、多くの入札減が出てくる。こういう諸々の要因を真面目に考えるならば、8億円しか22年度当初予算に基金がないというような予算の設定、こういう見方は、私は、誤りである。それよりも、多くの基金を、災害のために与えられた特交の基金を、予算を、これを被災者に十分回すこと。このことを指摘し、反対討論といたします。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありませんか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本安夫議員。

13番（岡本安夫君） 私は、議案第38号、平成22年度佐用町一般会計予算案に賛成討論をいたします。

昨年8月9日、佐用町は、未曾有の災害に見舞われて以来、町長は、復旧、復興に全力で取り組んで来られました。10月の町長選挙では、激しい批判や非難を受けながらも圧勝された。これは、今までの町長や職員の姿勢が間違いなかったということが、正当に評価されたものである。その後、多額の補正予算を組み、21年度は、乗り越えようとしているのは、ご承知のとおりであります。

平成22年度も、本町はもとより、全国的に財源が厳しい中で、昨年比約10億円増の予算が組めたということは、これまで職員が一丸となって取り組んできた、財政運営が正しかったことが証明されたものであります。政治とは予算である。ならば、何を成すべきか。当然とは言ふものの、災害復旧費16億9,000万は、町民が、一番期待し、且つ国や県の支援にリミットがある事業に全力で取り組む姿勢が伺えます。

一方、消防費2,700万増に見えるように、町民の安心、安全の要の1つである消防力の充実のため、長年の懸案であった分団再編と積載車の導入など、長期的展望に立った消防防災への備えの配慮も怠ることなくなされております。

町長の公約である佐用町の創造的復興に向けて、正に、今年は復興元年だという意気込みの見える、現在のサービスを低下させず、1日も早い復興を願う、今、精一杯の予算案であると思っております。

町民が一丸となり、職員のモチベーションを維持させ、健康にも十分配慮され、この予算が、着実且つ速やかに執行されることを期待して、賛成討論といたします。

議長（山田弘治君） 他にありませんか。はい、ないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 38 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって議案第 38 号、平成 22 年度佐用町一般会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第 39 号、国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対の討論はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 本予算案の反対討論をいたします。

第 1 の問題は、予算見積りについてであります。本予算では、一般被保険者療養給付費を前年当初予算と同額計上しています。しかし、当局自身も、毎年、療養給付費が、増加していることを認めており、現に、この 3 月補正予算では、当初予算に対し、1 億 900 万円の増額補正を行っております。予算は、あくまでも見積りとの見方もありますが、財政法では、当局は、正確な見積りに努める義務があり、過少見積りであることを指摘します。

第 2 の問題は、国保税の引き上げ問題であります。昨年度、平成 21 年度世帯平均で、年間 1 万 3,000 円もの国保税の引き上げが強行されました。これは、国保加入者の実態を把握しないものであり、一般会計からの法定外繰入や、基金取り崩しなどの措置で、国保税の引き下げを強く求めて反対討論といたします。

議長（山田弘治君） 次、賛成討論はありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） 松尾議員。

7 番（松尾文雄君） 議案第 39 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計予算の、予算について賛成します。

国民健康保険は、国民皆保険として自営業者や農業者など、会社などの保険に加入されない方々を対象として必要な医療給付を行う制度として定着しております。また、医療費を保険者と被保険者が一定の割合で負担し、疾病時の被保険者の経済的負担を軽減し、住民の健康増進に貢献しているものであります。

しかしながら、急速な人口の高齢化や医療の高度化による医療費の増や、昨今の経済状況の悪化、少子高齢化の進展等に加え、不安な社会情勢の中で、ここ数年、国民健康保険事業を取り巻く環境は、大変厳しいものに変化しておりますが、今後は、3 年目を迎える特定健診等の保険事業を一層充実させ、健康づくりを進めることで、医療費の削減を図り、被保険者の負担増加の抑制につながる取り組みをお願いするとともに、公平性を確保する

ことから、保険税の徴収率の向上をより一層進めていただくようお願いし、議案第 39 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計予算に賛成し、賛成討論とします。

議長（山田弘治君） はい、他に討論はありませんか。ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 39 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって議案第 39 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 40 号、老人保健特別会計予算案について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 40 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 40 号、平成 22 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第 41 号、後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 笹田鈴香でございます。

私は、議案第 41 号、平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案に反対の討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者全員から保険料を徴収するので、同制度ができるまでは、保険料を払っていなかった高齢者からも、徴収しております。

老人保健では、滞納者から保険証の取り上げはありませんでした。ところが、同制度では、保険証の取り上げをしても良いということになっております。後期高齢者医療制度を廃止して、老人保健制度に戻せば、保険料の際限ない値上げや、別立ての診療報酬による差別医療はストップされます。高齢者が 75 歳になった途端に、家族の医療保険から切り離される事態も起こらなくなり、65 歳から 74 歳の障害者も国保や健保に入ったまま、低負担で医療が受けられるようになります。このような、高齢者を差別する後期高齢者医療

制度は即刻廃止すべきであります。

以上、反対の討論を終わります。

議長（山田弘治君） 次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） 議案41号、平成22年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算に賛成します。

本会計は、現政権において、3年後の制度廃止に向け、現在、国における後期高齢者医療改革会議により、いろいろと審議されていますが、現状において、後期高齢者医療制度に変わる保険制度はありません。

特に、この制度は、本町だけではなく、全国一律の制度でありますので、万一、佐用町だけが、この制度を否定したとしても、現実には、対応できるものではなく、約4,000人に及ぶ本町の被保険者にとって、大混乱を起こすことになります。

先ほど、反対討論でも述べられたような内容につきましては、それぞれの立場で、今後、国に対して要求すべきであり、本会計予算を反対する理由には当たりません。従って、議案第41号、平成22年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算に賛成し、賛成討論といたします。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありませんか。ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第41号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって議案第41号、平成22年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第42号、介護保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対の討論は、ありますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井議員。

20番（吉井秀美君） 20番、吉井です。

議案第42号、平成22年度佐用町介護保険特別会計予算案に反対の討論をいたします。

介護保険制度は、この間、2005年10月の居住費、食費の値上げに続いて、2006年4月からの介護予防の推進や介護ベットなどの利用制限で介護サービスの削減を強行し、介護需要の拡大を無視してきた姿勢が続いています。

介護予防事業は、事業仕分けの対象となり、費用対効果の検証が行われます。その結果、

廃止される事業が出てくるのが懸念されています。家族介護から社会が支える介護へ、介護の社会化などという理念が高く掲げられましたが、社会保障切り下げ政治のもと、改悪が繰り返され、高い保険料は取り立てられているのに、いざ必要な時に介護保険は使えないという人が少なくありません。一番の問題は、保険料を掛けながら、サービスが必要に応じてではなく、どれだけ払えるかによる制度上の欠陥があることです。社会保障制度として充実を求めるものです。従って、欠陥制度に基づいた町介護保険会計なので反対をします。

議長（山田弘治君） 次に、賛成討論はありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾議員。

7番（松尾文雄君） 議案第42号、平成22年度佐用町介護保険特別会計予算について、賛成します。

本会計の介護保険料については、第4期介護保険事業計画により、基準月額3,600円と設定されており、兵庫県下でも低い金額となっております。また、収入の少ない層に配慮し、第1段階、第2段階の方には、半額の月1,800円となっております。このように、介護保険制度も見直され、介護予防を重視した事業が推進されておりますが、負担と給付のあり方をはじめ、サービス基盤の整備や低所得者対策など、厳しい課題があることも事実であります。介護保険制度の普及と定着化は進み、その結果、介護サービスの利用者が年々増していると考えられます。介護を必要とする高齢者の増加が予測される中で、介護が本人や家族の努力だけでは限界があるとの認識も強まっております。このようなことから、介護保険制度の果たす役割と期待は、今後、一層増してくることは明らかでありますので、引き続き、介護保険制度の円滑な運営に努力されますよう、お願い申し上げます。議案第42号、平成22年度、佐用町介護保険特別会計予算に賛成し、賛成討論とします。

議長（山田弘治君） 他に、討論はありませんか。ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第42号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって議案第42号、平成22年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第43号、朝霧園特別会計予算案について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。これより議案第43号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 43 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 44 号、簡易水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 44 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 44 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 45 号、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 45 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 45 号、平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 46 号、生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 46 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって46号、平成22年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第47号、西はりま天文台公園特別会計予算案について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長(山田弘治君) ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。これより議案第47号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって議案第47号、平成22年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第48号、笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長(山田弘治君) ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。これより議案第48号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって議案第48号、平成22年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第49号、歯科保健特別会計予算案について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長(山田弘治君) ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。これより議案第49号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって議案第 49 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 50 号、宅地造成事業特別会計予算案について、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長(山田弘治君) ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。これより議案第 50 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって議案第 50 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 51 号、農業共済事業特別会計予算案について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長(山田弘治君) ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。これより議案第 51 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって議案第 51 号、平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 52 号、石井財産区特別会計予算案について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔討論なし〕

議長(山田弘治君) ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。これより議案第 52 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって議案第 52 号、平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 53 号、水道事業会計予算案について討論を行います。討論は、ありま

せんか。

〔討論なし〕

議長(山田弘治君) ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより議案第 53 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(山田弘治君) 挙手、全員であります。よって議案第 53 号、平成 22 年度佐用町水道事業会計予算案の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 30 . 議案第 55 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(山田弘治君) 続いて、日程第 30 に入ります。議案第 55 号は、3 月 12 日に、提案に対する当局の説明は終了をいたしておりますので、順次、質疑・討論・採決を行いますので、よろしく願いをいたします。
それでは、議案第 55 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長(山田弘治君) 鍋島議員。

21 番(鍋島裕文君) じゃあ、超過勤務が 60 時間、月に超えた場合の割増時間外手当、代休という制度の問題でありますけれども、じゃあ、実態を、伺っておきたいと思えます。
本町において、超過勤務が、とりわけ災害が、今年ありましたので、月 60 時間を超えている現状ですね、が、何人、何件ほど本年度、あったのか。1 点。
2 点目に、そのうち、超過勤務の月最高は、何時間だったのか。そのあたりの実態についてお聞きします。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 総務課長。

総務課長兼財政課長(坪内頼男君) 正確な、その資料は持って来ておりませんが、私の方で、その超過勤務等の決済をしている中で、私が把握している、概数でお答えさせていただきます。
今現在、60 時間を超えている職員が所属している課ですけれども、事業課、特に、農林振興課、建設課、そういった所の職員が、私のところに時間外という形で出てくるのは、

一般職ですので、約 10 名は超える職員が、60 時間を超えていると。

で、2 月の決済の中で一番多かったのが、80 時間を超えていたと思います。はい。以上です。

議長（山田弘治君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 60 時間を超えた職員が、今、ちょっと総務課長から報告ありましたが、例えば、8 月、9 月、10 月、11 月、今現在 2 月、半年ほど経っておりますけれど、その数についてはですね、一番やはり、月によってね、多かったという月と、それから、今現在、大分、その数が減ってきておるかどうか。そういう、もう少し詳しいこととですね。

それから、代休指定ということで、それが、スムーズに代休が取れたのかどうか。また、その代休をですね、取らなくても良いといった、そういう件数とかは、どんなものであったのか。

それから、その代休のですね、期間というんは、その月の 60 時間超えた場合、普通、祝日なんかで出た場合、3 カ月以内にとるとかというような、1 つの決めがありますけれど、この場合、60 時間に該当する場合の期間というんは、どんなふうに解釈したらいいんですか。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 今、お尋ねの、その内容については、この、今回の条例の一部改正の内容と少し、ちょっと外れるんではないかと思えます。

まず特に 1 点目の、その被災後の職員の勤務の時間外、これは、本当に、言葉に言えないほどの時間を、100 時間を超える職員も何名もおります。

それと、そういった時間数については、当然まあ、いろいろ当初の応急的な業務に携わる職員の時間数については、月とともに減少している。

それと、今、鍋島議員の方にお答えしましたように、事業課については、まだまだ、こういう状況が続いております。

それと、この代休の振り分けについては、これは今、そういう状況ですので、例えば、日曜出勤とか、そういうものについては、完全には、代休で振り替えができておりません。そういう中で、これもおよそのパーセントですけども、事業課においては、代休が取れてない者は、20 パー、30 パーの職員もおりますし、先ほどお話したように、災害と、あまり関係ない部署においては、90 パー、100 パー、代休は取れてる職員もおります。そういう実態の中で、代休については、町長の配慮ということで、代休というのは、振り替えを指定してします。期間もありますけれども、それについては、この 3 月までというように切っていたんですけれども、実態は、そういう 20 パー、30 パーしか取れてない職員もいるということで、代休については、1 年間ということで、発生したのが 8 月ですから、7 月までということで、延期をして対応させていただいてます。

議長（山田弘治君） はい、他に。他に質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論はありますか。次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 他に、討論がないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 55 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。議案第 55 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 55 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

日程第 31 . 議案第 56 号 委託契約の変更について（佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工）

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 31 に入りますが、日程第 31 ないし日程第 33 は、本日追加提出の案件でございます。

まず議案第 56 号、委託契約の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工を議題といたします。

お手元に議案書を配付いたしております。議会事務局長に議案を朗読をさせます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 議案第 56 号、委託契約の変更について。

第 31 回臨時会において、議案第 90 号をもって議決のあった佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工に係る委託契約を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 47 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

平成 22 年 3 月 25 日提出。佐用町長、庵道典章。

1、契約の目的、佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工（上月浄化センター・上月雨水ポンプ場・久崎浄化センター）。

2、契約金額 2 億 500 万。うち取引に係る消費税額 976 万 1,904 円。

3、変更後の金額 1 億 9,334 万。うち取引に係る消費税額 920 万 6,666 円。

4、契約の相手方、住所、東京都新宿区四谷三丁目 3 番 1 号。氏名、日本下水道事業団理事長、曾小川 久貴。

以上でございます。

議長（山田弘治君） 事務局長の朗読が終わりました。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、追加で上程をいただきました、議案第 56 号、委託契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

台風第 9 号により、上月浄化センター、上月雨水ポンプ場が冠水により、壊滅的な損害を受け、久崎浄化センターも浸水により、地下ポンプ室が冠水し、大きな損傷を受けました。

この、3 処理場を早期に復旧させるため、11 月 26 日の第 31 回臨時議会の議案第 90 号で、災害復旧本工事を日本下水道事業団に、2 億 500 万円の委託契約の変更議決をいただきました委託金額を精算により、1 億 9,334 万円に変更減するものでございます。

今回の変更内容は、事業内容の精査により実施し、業者発注による契約減等により執行した委託額が確定をいたしましたので、日本下水道事業団との委託金額を変更するものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第 2 条に基づき、委託契約の、変更について議決をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げました内容で、慎重、ご審議いただきまして、ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

議案第 56 号につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 56 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 56 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 56 号、委託契約の変更について、佐用町特定環境保全公共下水道基幹施設災害復旧工事施工は、原案のとおり可決をされました。

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 32 に入ります。議案第 57 号、佐用町組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。
議会事務局長に議案を朗読をさせます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 議案第 57 号、佐用町組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例について。
佐用町組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおりに定める。
平成 22 年 3 月 25 日提出。佐用町長、庵迺典章。
理由、災害復旧・復興の事務事業及び地方分権改革への対応を踏まえ、更には、合併特例期間の最終年を見据え、簡素かつ効率的な行政運営を実現するため。以上でございます。

議長（山田弘治君） 事務局長の朗読は終わりました。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 57 号、佐用町組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例について提案の理由をご説明申し上げます。
昨年 8 月、多くの人命をも失う未曾有の大水害を受け、その検証をしていただいております検証委員会から、防災組織のあり方についての提言もいただき、防災体制の強化を充実を図ることが急務でありますとともに、激甚災害に指定された災害の復旧・復興の事務事業や地方分権改革への対応、更には合併特例期間の最終年を見据え、簡素かつ効率的な行政運営の実現に向け、行政組織を再編することといたしました。
まず、地域防災力の向上を含む、防災体制の充実・強化を図り、災害に強い・協働のまちづくりを推進するとともに、災害復興計画の着実且つ総合的な推進と町政の企画政策立案機能の強化を図るため、まちづくり課・災害復興対策室を統合再編して、企画防災課を新設し、住民課の消防防災事務を、この新課に移管することといたしました。
次に、組織の簡素化と事務の効率化を図るため、総務課と財政課を、また、福祉課と健康課を、農林振興課と地籍調査課を、水道課と下水道課を統合するとともに、商工観光課へ町営住宅事務等を移管させました。
また、施策の総合的な展開と推進を図るため、住民課と環境衛生施設を所管する部署を再編するとともに、戸籍等の事務と合わせ、年金・保険・医療事務を所掌させ、ワンストップサービスを実現させることといたしました。
それぞれの課には、必要に応じて室を置き、室長には担当部署のチームリーダーとしてひとまち自然がきらめく共生の郷の将来像に向け、しっかりと力を発揮いただくことを求めていくものでございます。
この組織再編によって、組織・部署が一体となって、効率的に、その機能が発揮され、創造的復興を成し遂げ、防災体制の充実・強化が図れるとともに、より簡素かつ効率的な行財政運営が実現できるものと思っております。
以上、ご説明申し上げます役場行政組織の再編でございます。ご審議いただきまして、ご承認いただきますように、お願いを申し上げます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
議案第 57 号につきましても、本日、即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 1点、お尋ねしたいんですが、2条の中で、福祉課及び健康課の項を次のように改めるということで、健康福祉課になるわけで、これは、効率的に、事務的な面では、凄くいいと思うんですが、その課の設置されて、今は、本庁舎と、それから上月ということなんですが、上月と言うか幕山ですね。これが、場所は同じか、それとも別々のままで行かれるのか、そのへんをお尋ねします。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 事務をする所の場所につきましては、今の現状の場所で執務すると。基本的には、そういうように考えています。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 事務的には、いいと思うんですけど、やっぱり連絡の面でね、やっぱりこう、幕山と本庁舎ということになると、ちょっと、便利が悪いのは、前にも言ったことがあるんですけども、庁舎の面から言うと、中々、難しい面もあると思うんですが、是非、一緒の場所におれるようなことも、検討課題として、今後、お願いしたいと思うんですが。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） そういう、その場所の離れているという、そういったことも検討させていただいて、それを所管する課長を、まず両方を見るという中で、その場所の離れているということについては、カバーしていくと。

今、議員が言われたことも、当然、そういった面で、いろいろな問題、あると思いますので、それについては、今後の課題ということで、対応していくものだと思っています。
はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 上下水道課のように、同じ部屋ですね、一緒のところにのるんにつ

いては、課長が、目が行き届いて、どちらも直ぐ対応はできるかと思えますけれど、地籍調査課の三日月に行ったり、それから農林振興課が佐用にあります。今、笹田議員もおっしゃったように健康課が幕山と、福祉がこちらと。そういう場合ですね、やはり離れておりましたですね、課長が、ある程度、やはり中の掌握についてね、スムーズにいくような格好の中で、室長置いて対応していくということでございますけれど、そこらへんについては、遺漏のないようにですね、しっかり目が、どちらにも行き届いて、処理ができるような格好の中でお願ひしたいと思っております。

議長（山田弘治君） はい、他に。ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 57 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。議案第 57 号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって議案第 57 号、佐用町組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決をされました。

日程第 33 . 発議第 6 号 佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 33 に入ります。
発議第 6 号、佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
議会事務局長に議案を朗読をさせます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 発議第 6 号、佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

佐用町議会委員会条例（平成 17 年佐用町条例第 206 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 22 年 3 月 25 日提出。提出者、佐用町議会運営委員会委員長、松尾文雄。

理由、常任委員会の定数及び所管事項を改正するため。

以上でございます。

議長（山田弘治君） 事務局長の朗読は終わりました。
提案に対する提出者の説明を求めます。議会運営委員長、松尾文雄君。

〔議会運営委員長 松尾文雄君 登壇〕

議会運営委員長（松尾文雄君） それでは、発議第6号、佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案の説明を行います。

まず、平成21年7月8日、佐用町議会の議員の定数を、議員定数を定める条例が改正され、次の一般選挙から議員の定数が18名とされました。佐用町議会委員会条例において、各常任委員会の定数を、総務常任委員会、厚生常任委員会、産業建設常任委員会、それぞれ6人に改めるものであります。

また、本日追加提案され、先ほど可決されました、佐用町組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例により、佐用町課設置条例が改正されたため、各委員会の所管事項を改正する必要が生じたので、改正案を提案するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する提出者の説明が終わりました。

発議第6号につきましても、本日即決いたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑がないようですから、

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本安夫議員。

13番（岡本安夫君） 細かいことなんですけどね、附則で4月1日から施行となっておりますけれども、今の任期が皆さん、30日まであるんやけど、これちょっと具合悪いんじゃないん。

改選されてからになるんじゃないんですか。

議長（山田弘治君） 松尾議員。

議会運営委員長（松尾文雄君） まあ、人数においては、確かに改選後になるわけですがけれども、課の設置に関しましては、4月1日からになりますので、所管の事務に対しては、そういうふうな状況になるかな。人数については、ちょっと変則ではありますけれども、任期満了まで、今のままでお願いします。

〔矢内君「このままの表現でええんかな」と呼ぶ〕

議会運営委員長（松尾文雄君） えっ。

〔矢内君「このままの表現でええんかな」と呼ぶ〕

議会運営委員長（松尾文雄君） まあ、事務的には、問題あるんか。これ。

議長（山田弘治君） 今、ちょっと松尾委員長の方から、答弁いただきましたけども、附則のところに、ちょっと書いてありますので、それちょっと、読んでいただけましたらよろしいかと思えます。

他に、ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。次に、賛成討論

の方は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論がないようですから、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより発議第6号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。発議第6号を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって発議第6号、佐用町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

ここで、資料配付のため、暫く休憩をいたします。

午後02時05分 休憩

午後02時07分 再開

議長（山田弘治君） 休憩を解き会議を続行いたします。

日程第34．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（山田弘治君） 続いて日程第34、閉会中の所管事務調査についてであります。

お諮りをいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

議長（山田弘治君） 以上で、本日の日程は終了をしました。

お諮りをいたします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了をいたしましたので、閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、第34回佐用町議会定例会は、これをもって閉会といたします。

閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げたいと思っております。

3月2日の開会から、25日本日まで、24日間の会期を持ちまして臨んだわけでありませぬ。この定例会におきましては、条例の一部改正、新しい条例の制定、また、21年度の一般会計の補正、特別会計の補正、また新年度予算等につきましても、先ほど、冒頭に委員長の方から報告ございましたように、予算の方も、先ほど認めていただきました。

これをもちまして、4月1日からは、滞りなく予算が執行されるということでありまして、これにつきましても、ありがたくお礼申し上げたいと思います。とりわけ、この中には、災害関連予算が挙がっておりまして、繰越を合わせますと40億近いお金が、22年度について、復興に充てられていくということにもなります。これにつきましても、ひとつ弾力的に、しかも有効的に、ひとつ執行していただいて、1日も早い復興のもとにしていただきたいというふうに思います。

われわれにしましても、今回の、この定例会をもって最後となります。これからは、明日につきましても、町会議員の説明会もございます。4月に入りますと事前審査ということの中で、それが終わりますと4月の20日告示ということになります。議員の皆様も、それぞれの心の中で、準備の方もされておるとおもいます。是非とも、まあ、それぞれ思いを、ひとつ十分に、町民の方へ訴えていただいて、また、ここの本会議場に帰っていただきたいというふうに思います。

それと、今回、この3月末をもって、退職をされます福祉課長の内山さん、それから、会計

〔議会事務局長「ちょっと、後で報告してもらおう」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 後で、ああ、そうですか。ちょっと、あいさつの中で入れて、ほな、分かりました。

そういう方がおられます。そういう方につきましても、本当にこう、長きにわたって、町民のために、本当にこう、頑張っていたいただきました。

とりわけ、昨年8月9日の災害の発生以降から、本当にまあ、町長以下、幹部の皆様は、本当にこう、自分の住家の被害をさておいて、町民の皆様が、1日も早い生活に戻るといふことに全力を挙げていただきました。お陰で、そういった流れもできておりますし、これからも、先ほど申し上げましたように、新しい新年度予算の中で、そういうことにつきましても、ひとつ心して頑張っていたいただきたいと思います。

最後になりましたけれども、私、昨年の7月から、この議長という大役を仰せつかっておりましたが、非常に未熟者でありましたけれども、本当にこう、皆さんのお陰で、この3月議会も無事におわることができました。これにつきましても、本当に、心からお礼を申し上げたいと思います。

以上、申し上げます、閉会の言葉とさせていただきます。

そしたら、町長あいさつ。

町長（庵逄典章君） それでは、閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、今3月定例議会、新年度の予算をはじめですね、たくさんの議案を提案をさせていただきます。本当に、長時間に亘りまして、いろんなご審議をいただきまして、それぞれ原案どおりご承認をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

審議の中で、いろいろとご意見なり、またご指摘もたくさんいただいております。特に、予算につきましても、予算特別委員長からもお言葉をいただきましたように、今執行に当たりましてはですね、皆さんからいただきましたご意見やご指摘につきましても、再度十分に検討を加えながら、効率的に、また確実にですね、実行をして参りたいと思っております。

いよいよ、21年度、本当に、この8月の大水害という、この21年度は、佐用町にとってですね、深く、この歴史に刻まれる最悪の年となってしまいましたけれども、1日も早い復興に向けてですね、この22年度、また新しい年を迎える中で、全力を挙げて取り組

んでまいりたいと思っております。

先ほど、追加提案させていただいて、ご承認いただきました役場組織の改変も4月1日から行いまして、新しい組織体制の中です。災害に復興と。また災害に強いまちづくりを早急に全力で職員一丸となって取り組んで参りたいと思っておりますので、更に、皆さん方のご支援とご理解をよろしくお願ひしたいと思うところでございます。

合併して、既に5年目に入りました。今、議長からもお話のように、この4月には、合併後の、皆さん方の町議会の改変、選挙もでございます。この4年間、本当に、議員の皆さん方にはですね、新しい町の建設に向けて、それぞれの立場で、ご奮闘、またご活躍をいただきましたことに、改めて敬意を表すところであります。

更に、4月の選挙を経て、また、この佐用町の復興と、また新しいまちづくりに向けてのですね、ために皆さん方のご活躍とご期待を申し上げ、また皆さん方のご健闘をお祈りして、最後のお礼の言葉とさせていただきたいと思ひます。本当に、ありがとうございました。

午後02時18分 閉会